

平成 21 年度

学校監査報告書
(笛吹市立春日居中学校)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

春日居中学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成21年5月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

平成21年6月19日 午後3時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、春日居中学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「賃貸借に関する調書」
- 8 「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調」
- 9 「郵便切手受払状況」
- 10 「学校運営に係る懸案事項」
- 11 「指定事項調書」
 - ① 学校における不用物件の処分手続きについて
 - ② 笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱第2条（2）ウに規定される認定の基準
 - ③ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免に関する規程

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成21年5月31日現在における春日居中学校から提出された一般会計

歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、春日居中学校において所有している保管枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われていた。

(2) 事務・事業の執行状況

春日居中学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

春日居 中学校	事務 事業	<p>①笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を根拠とする事業の実績報告については、要綱の規定に基づき、事業の完了後一ヶ月以内に提出すること。</p> <p>②学年費等については、未収金が発生しないよう努められたい。</p>
学校教育課	事務 事業	<p>①学校図書館の管理システムの保守委託については、他の学校においても同じ管理システムが導入されている状況であることから、一括契約により、事務の簡素化や経費の削減が図られるよう検討されたい。</p> <p>②学校施設の維持、修繕における懸案事項が多い。児童、や教職員の安全の確保のために、十分な対策を講じられたい。</p>

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

学校における不用物件の処分手続きについて

《現状及び今後の方針等》

物品棄却調書提出→市教育委員会決済→粗大ゴミとして処分

《指定事項②》

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱第2条（2）ウに規定される認定の基準

《現状及び今後の方針等》

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱第2条（2）ウについては、現在、適用していない。

《指定事項③》

P T A会費、学級費等の学校納付金の減免に関する規程

《現状及び今後の方針》

減免に関する規程はない。